インターネット社会をかしこく生きるために

P6、7 便利だけど危険がいっぱい インターネットショッピング — 「通信販売」—

学習目標 インターネットショッピングのトラブルを知り、安全に利用できるようになり、加害者にもならないように ルールを知る。

インターネットショッピングは『特定商取引に関する法律』の「通信販売」にあたること、契約の成立時期、返品制度、申込むときの注意点や支払いの際に気をつけることを理解させます。

インターネットショッピング 一「通信販売」

冊子の事例1

昨日ジャケットが届いたけれどイメージが違う。返品するにはクーリング・オフすればいいって習ったような…

冊子の事例2

欲しかったものがインターネットで安く販売していたので申込み、代金を振り込んだ。3週間たっても届かなかったので、電話をかけたがつながらずメールをしても返事が来ない。

他の事例

- 1. ブランド品を買ったつもりだったのに、海外から偽物が届いた。
- 2. インターネットショッピングで届いた電気製品を通電後、返品したいと事業者に連絡したが、返品できないと断られた。

契約前のチェックポイント

□事業者の確認をする。『特定商取引に関する法律』**の広告表示規制**

メールアドレス以外の連絡手段(住所、電話番号など)の記載があるか確認する。

事業者の評価を調べ、信頼できる事業者か確認する。

□ "返品に関する表示"を確認する。

返品できる場合は、返品の条件(送料の負担、返品可能期間、その他未使用・未開封・通電不可など)が表示されています。

"返品に関する表示"がない場合は、商品到着後8日間は返品できるとされています。

クーリング・オフと違い、送料は原則消費者負担です。

- □前払いのリスクを避ける支払い方法は選べないか確認する。 後払い、代引き配達など。代引きでも他の支払い方法が 選択できない場合は注意が必要です。
- □個人情報を入力しても安全なサイトか確認する。 ネット上で個人情報を入力し転送する際に、SSL サービスを使用 しているか確認する。

インターネットショッピングは、TV 通販、雑誌、カタログ通販と同じ『特定商取引に関する法律』の「**通信販売」**にあたります。

「通信販売」にはクーリング・オフ制度はありません。

『電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律(電子契約法)』(冊子 P7参照)

消費者がインターネットで申込みを行うに際して、その内容を確認する措置を事業者が講じなかった場合、消費者の操作ミスによる申込みを取消すことができます。

定期購入

通信販売の定期購入トラブルが多発し、特定 商取引法の通信販売に関する規定が改正され ました。販売業者等は、取引に関する基本的 な事項を最終確認画面等で明確に表示するこ とが義務付けられ、誤認させるような表示等 により、誤認して申し込んだ消費者は、申込 の意思表示を取り消すことができるようにな りました。注文時には、2回目以降の分量や 解約条件等を注意深く確認する必要がありま す。

販売業者等が定める様式の書面によって申込みを行う場合、インターネットを利用した通信販売において申込みを行う場合(チャットやSNS等を利用しての申込みも含む)は、申込書面や販売サイトの最終確認画面において、表示しなければならない事項として①分量、②販売価格・対価、③支払時期・方法、④引渡・提供時期、⑤契約解除に関する事項、⑥申込期間が定められています。①~⑥までの記載がなければ、取消ができます。

~偽サイトの見分け方5つのチェックポイント~

- 1.正確な運営情報(運営者氏名・住所・電話番号)が記載されていない!? 連絡手段がEメールしかないウェブサイトは危険です!!
- 2.正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている!?

お買い得すぎる商品、本当に本物ですか…?

- 3.日本語の表現が不自然である!?
 - 機械翻訳のような日本語が使われていませんか…?
- 4.支払い方法が1つに限定されている場合は 要注意!

銀行振込み、代引き配達ともにいったん 支払うとお金を取り戻すことは極めて困 難です!!

注意!「SNSで知り合った人の指示で銀行口座に振り込みをしない」「安易に個人口座への振り込みはしない」

5.SNSで流れる広告にも要注意! 1つの広告だけで決めないように…



インターネットで契約するときは 商品や値段だけではなく、 事業者・返品制度もチェック!!